

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年10月から39年3月まで
②昭和60年4月から同年10月まで

申立期間①については、20歳到達時に母親が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和46年3月に結婚したころに母親から全部払ってあるからと言われて国民年金手帳をもらったので、未納となっていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、資格喪失しているとのことだが、自ら喪失手続をした記憶は無く、自分で納付していたので未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間①以外に未納は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、10年年金に加入し、保険料を完納している上、当時同居していたとみられる家族も申立期間①の保険料は納付済みであることから、申立人の母親の納付意識は高かったと言える。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月5日に払い出されていることから、このころ加入手続をしたと考えられ、申立期間①は過年度保険料となる上、申立人が所持している国民年金手帳(昭和39年12月7日発行)を見ると、申立期間①の検認印は無い。

しかしながら、申立期間①と同様に検認印の無い昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料は納付済みとされており、当該期間直後の

40年4月から同年7月までの期間の保険料が40年7月27日に納付されている状況から、当該期間の保険料は社会保険事務所の納付書で過年度納付した可能性が考えられるため、申立期間①についても、申立人の母親が過年度納付していたとしても不自然でない。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金の任意加入をやめる理由はなく、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が提出した4冊の年金手帳全てに昭和60年4月24日に国民年金被保険者資格を喪失し、再度、同年11月29日に任意加入し、資格取得した旨が記載されていることから、申立期間は未加入期間であったと考えるのが自然である。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月及び同年5月

昭和54年に勤務先が倒産したため、その負債を返済していたが、57年ごろに商売も返済もうまくいけなくなり、国民年金保険料を免除申請するようになった。60年6月には負債の取り立てにより、自宅を引き払い転居するなど、経済的に困難な状況にあり、申立期間についても免除申請した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人夫婦の国民年金保険料は、昭和57年4月から申立期間直前の61年3月まで全額免除されている。

また、申立人夫婦には、申立期間当時、負債があり、その返済のために自宅を手放さなければならない状況であったことから、経済的に国民年金保険料の納付が困難であったと推認でき、申立期間についても免除申請していたとする主張は自然である。

さらに、申立人の昭和57年4月から58年6月までの期間及び59年3月から61年3月までの期間の申請免除記録は、平成8年1月に追加処理されており、申立人の妻についても、昭和57年4月から59年3月までの申請免除記録は平成元年2月に追加処理されるなど、申立人夫婦の年金記録について、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月及び同年5月

昭和54年に夫の勤務先が倒産したため、その負債を返済していたが、57年ごろに商売も返済もうまくいかなくなり、夫が夫婦の国民年金保険料を免除申請するようになった。60年6月には負債の取り立てにより、自宅を引き払い転居するなど、経済的に困難な状況にあり、申立期間についても、夫が免除申請していた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人夫婦の国民年金保険料は、昭和57年4月から申立期間直前の61年3月まで全額免除されている。

また、申立人夫婦には、申立期間当時、負債があり、その返済のために自宅を手放さなければならない状況であったことから、経済的に国民年金保険料の納付が困難であったと推認でき、申立期間についても免除申請していたとする主張は自然である。

さらに、申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間の申請免除記録は平成元年2月に追加処理されており、申立人の夫についても、昭和57年4月から58年6月までの期間及び59年3月から61年3月までの期間の申請免除記録は、平成8年1月に追加処理されているなど、申立人夫婦の年金記録について、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から7年3月31日まで

A事業所に取締役として勤務した期間のうち平成6年9月から7年2月までの標準報酬月額が、給料に変更がなかったにもかかわらず、社会保険庁の記録では引き下げられていることが分かったので、引き下げられる前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A事業所は、平成7年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の8年9月10日付けで、申立人の6年9月及び同年10月の標準報酬月額を53万円から8万円に、同年11月から7年2月までの期間の標準報酬月額を59万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、元事業主は、「社会保険事務に関する業務を行っていたのは自分で、申立人は当該業務に関与していなかった。」と証言しており、複数の元従業員も、「社会保険事務に関する業務は元事業主が行っており、申立人は営業部長であって事務仕事は行っていなかった。」と証言していることから、申立人は、当該事業所において社会保険事務に関する権限を有していなかったことが認められる。

さらに、元事業主は、「申立人に標準報酬月額をさかのぼって引き下げるといった話はしていない。」と証言している。

加えて、申立人は当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成8年9月には、厚生年金

保険の適用事業所とはなっていないが、元事業主とは関係が無い知人の経営する別の事業所で勤務していたと主張している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

当時、勤務先に厚生年金保険が無かったため、給料を貰うとそこから母親に国民年金保険料等を支払うための現金を渡し、納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとされる申立人の母親は、当時の保険料の納付金額及び納付場所に係る記憶があいまいであり、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかなる理由もなく、このころ加入手続を行い、元年*月*日にさかのぼって資格取得したと推測されるが、申立人の母親は、過年度納付をしたことは無いと主張していることから、申立人は、加入手続を行った平成3年度の現年度保険料から納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、1年分前納したため、1か月分の保険料を割引してもらったと主張しているが、実際の取扱いと異なる上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月まで

昭和 62 年 3 月に短大卒業後、就職したが、就職先では厚生年金保険が無かった。初めは国民年金に加入していなかったが、親に勧められて加入し、その際、定期預金を解約して、未納であった国民年金保険料を一括して納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 3 月 13 日に払い出されており、このころ加入手続を行い、昭和 62 年 4 月 1 日にさかのぼって資格取得したと推測されるが、この時点では、申立期間は既に時効である。

また、申立人は、「20 万円以上一括して支払った」と述べているが、納付時期は曖昧であるほか、上述の平成 3 年 3 月時点で昭和 62 年 4 月までさかのぼり国民年金保険料を一括納付したとすると、その保険料額は 38 万円弱となり、申立人の記憶と大きく相違する。

一方、申立期間直後の平成元年 1 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料を一括納付した場合、その保険料額は 22 万円弱となり、申立人の記憶する金額に近いことから、申立人は、時効ではなかった期間の保険料をすべて納付したが、申立期間は既に時効であったため、保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から55年3月まで

申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの期間は、前夫が私の国民年金保険料も一緒に納付してくれたはずである。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間は、55年9月に再婚後、私自身が納付した記憶があるので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの期間について、申立人は、その前夫が国民年金保険料を納付してくれていたはずだと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる前夫も、既に他界していることから、状況は不明である。

また、申立人とその前夫の婚姻期間中の納付記録を比較すると、納付済期間及び未納期間が一致していない時期がある上、申立人は、昭和54年7月に前夫と離婚しているが、53年夏ごろには前夫と別居したと述べているとおり、53年7月に住所を異動していることが確認できることから、当時、申立人の前夫が申立人の国民年金保険料を納付していたとは推認し難い。

さらに、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間について、申立人は、再婚後の55年11月以降に市役所から水色の昭和54年度分の納付書（過年度）が郵送されて来たので、保険料を納付したと主張しているが、当時、市では、未納者に対し、過年度保険料の納付書を送付することはなかったとしているほか、過年度納付書の色も、当時のものとは異なることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日

記、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年5月から40年1月まで
20歳のころ、住み込みで働いていたが、市役所から国民年金への加入を勧める通知が来たので加入手続を行い、毎月郵便局で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころは住み込みで働いており、当時居住していた市で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、この時、国民年金手帳を受け取った記憶が無い上、同市に住民票を移したかどうかの記憶も無く、確認もできないことから、加入状況は不明である。

また、申立人は、保険料を毎月郵便局等で納付したと述べているが、申立人が居住していた市の当時の広報紙等から、申立期間当時の納付方法は印紙検認方式であったことが確認でき、郵便局で保険料を納付することはできなかったことから、申立人の主張は信ぴょう性に欠ける。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年5月14日に払い出されており、この時点では申立期間の国民年金保険料は既に時効である上、申立人も保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べていることから、申立人は、このころ加入手続を行い、現年度分である59年4月分の保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は未加入期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 31 日から同年 12 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 事業所に勤めていた申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和 56 年 8 月 31 日以降に支払われた給料からも保険料が控除されていたと記憶しているため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A 事業所は昭和 56 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、連絡が取れた同僚のうちの一人は、「昭和 56 年 9 月までは A 事業所から給与をもらっており、社会保険料も控除されていたと思うが、金額までは分からない。」と証言しているが、それを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、そのほかの同僚は、給与がいつまで支給されていたかを覚えておらず、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる証言を得ることができなかった。

さらに、A 事業所の当時の事業主とは連絡が取れず、当時の事務担当者からは、「昭和 56 年 7 月には退職しているため、それ以降のことは分からない。」との回答を得ており、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年7月1日から26年4月1日まで
(A事業所)
②昭和26年4月1日から同年8月1日まで
(B事業所)

私の父は終戦後、C事業所からA事業所その後はD事業所(厚生年金保険はB事業所で加入)と継続して勤めてきた。勤務先の名称は変更しているが、同じ建物内で継続して勤務してきたことは間違いないので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が、申立てに係る事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、社会保険事務所が管理するA事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A事業所で昭和25年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B事業所で26年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得している同僚が確認でき、当該同僚からは、「A事業所が民営化される際に、適用事業所ではない別事業所に籍を置いたために、勤務場所や勤務内容に変化は無いものの未加入期間となった。その後、A事業所が民営化された際に新設されたD事業所に復帰し、D事業所が加入する組合であるB事業所において厚生年金保険に加入した。」との証言が得られ、申立人も当該同僚と同様の経緯であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 35 年 3 月 20 日まで
ねんきん特別便に同封されていた年金被保険者記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
昭和 32 年 4 月に A 免許を取得してから、B 事業所で働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から申立人は、B 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当該事業所における申立期間当時の営業所長及び同僚からは、「申立期間当時、B 事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」との証言を得ており、同事業所の所在地を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿からは、同事業所を厚生年金保険の適用事業所として確認することができなかった。

また、前述の B 事業所の営業所長は、本社である C 事業所において厚生年金保険に加入しているので、C 事業所を管轄する社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 29 年 12 月 1 日取得）から*番（昭和 35 年 3 月 21 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、C 事業所における申立期間当時の事業主及び同僚からは、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況を確認できる証言及び関連資料を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 4 月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 事業所に勤めていた申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

女学校を卒業してから昭和 20 年 4 月の空襲で被災するまで軍需工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟は、「姉がA事業所に勤務しているときに弁当を届けた。A事業所はBにあった。」と証言しており、BはC区にあるため、社会保険事務所が管理するA事業所C工場の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名を確認することはできない。

また、A事業所は、現在はD事業所となっているため、D事業所に照会したところ、「社史にC工場の記載はあったが、当時の資料は残っていない。」との回答があった。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚について調査したが、A事業所C工場の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に同僚の氏名は確認できず、申立人の弟は、「A事業所の同僚とは、昭和 20 年 4 月に空襲で被災し転居してから音信が無く、年齢を考えると亡くなっている可能性が高いと思う。」と証言しており、連絡先が確認できないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 9 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録の確認ができないとの回答を得た。A事業所には、卒業した中学校の紹介で就職した。当該事業所は有限会社であり、強制適用事業所であったはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所で給与計算等の事務を担当していた事業主の娘は、「申立人については記憶がある。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、上述の事業主の娘は、「A事業所は、申立期間当時は有限会社であったが、厚生年金保険には加入していなかった。」とも証言しており、自分自身の厚生年金保険の記録が無いことを承知している。

また、社会保険庁の記録から、A事業所は、昭和 43 年 10 月 1 日に新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚についても、申立期間当時、厚生年金保険の記録は無く、A事業所が厚生年金保険の新規適用を受けた日（昭和 43 年 10 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月から 28 年 12 月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所B製造所で働いていたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所B製造所での業務内容などの記憶から、申立人が当該事業所に勤務していたことはいかがわれるが、申立人が記憶していた複数の同僚の名字は、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらず、申立人のことを記憶している同僚もいなかったため、申立人の勤務状況を確認できる証言を得ることができなかった。

また、申立人は、「臨時工員から正社員になるまでに3年必要だったので、それを待たずに途中で辞めた。」と述べており、申立期間中に被保険者記録がある元従業員に聴取したところ、「臨時工員のときは年金の記録が無く、正社員になったときから年金記録が確認できる。」との証言を得たほか、申立人が同じ臨時工員であったと記憶する複数の同僚についても、A事業所B製造所での厚生年金保険の記録は確認ができない。これらのことから、当該事業所では、臨時工員のときは、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所B製造所に申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について照会したところ、申立人の申立期間に係る資料は無く、当時の事務担当者とも連絡が取れず、申立てに係る事実を確認することができなかった。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所B製造所に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 27 年 4 月 5 日取得）から同番号*番（昭和 29 年 1 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年2月28日まで

厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の課長に機械を差し押さえすると言われ、やむなく厚生年金保険の標準報酬月額の修正届にサインし、代表者印を押したが、社会保険事務所の一方的な指示により行われたことであり、当初届け出ていた標準報酬月額に見直しを希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A事業所は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年3月3日付けで、平成5年2月1日から6年10月31日までの標準報酬月額が53万円から8万円に、同年11月1日から7年2月28日までの標準報酬月額が53万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納があったことを承知しており、社会保険事務所の職員の指示により自らの標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出書に記入し押印したとしている。

さらに、申立人は、「届出書に記入し押印した後、保険料の滞納に対する社会保険事務所の請求はなくなった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 5 日から 33 年 1 月 9 日まで

A事業所が経営していたB事業場に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和 30 年 10 月 5 日までの期間は、A事業所の記録を確認できるが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間についてもA事業所が経営していたB事業場に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所の経営するB事業場に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所から、「現在、会社で保管している資料は、平成以降のものしかないため、申立期間において、申立人が勤務していたことを確認することはできない。」との回答を得た。

また、申立期間当時にA事業所の厚生年金保険の被保険者であり、申立人と同日の昭和 30 年 10 月 5 日に被保険者資格を喪失しているB事業場の複数の同僚から、「B事業場が開場したときは、A事業所が経営していたが、途中からC事業所に経営が移った。これに伴い、A事業所における厚生年金保険の資格を喪失した。」との証言を得た。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 4 月 1 日であることが確認でき、C事業所から、「当社の総務課に勤務していた元従業員に照会したところ、自分が昭和 46 年に厚生年金保険の適用事業所となる手続きをしたとしている。」との証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、A事業所に勤めていた申立期間について、従前まで 20 万円だった標準報酬月額が 9 万 8,000 円に下げられていた。給与明細書は無いが、申立期間についても、毎月 20 万の報酬を得ていたので、標準報酬月額を 20 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 14 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の 15 年 1 月 23 日付けで、13 年 2 月から 14 年 11 月までの期間について、20 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本では、役員ではなかったことが確認できるが、当時、自分は役員の立場にあったと主張している。

また、申立人は、「申立期間当時、社長（母親）は高齢であったので、会社の業務は全て自分が行っており、社会保険事務に関しても自分が行っていた。」「滞納保険料について、社会保険事務所の職員と相談した。」と述べているほか、申立人は、A事業所が適用事業所でなくなった平成 14 年 12 月 31 日時点での当該事業所における唯一の被保険者であり、申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正処理を行ったものとするのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、A事業所での被保険者資格喪失日である平成 14 年 12 月 31 日に健康保険の任意継続被保険者となっており、その標準報酬月額は 9 万 8,000 円であったことが確認できることから、申立人は引き下げられた標準報酬月額について承知していたことが

うかがわれる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A事業所の社会保険事務の責任者の立場であったとする申立人が、標準報酬月額減額訂正処理を自ら行いながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から30年12月31日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年12月31日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる厚生年金保険被保険者期間を2年以上有する者13名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9名について厚生年金保険資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から10日後の昭和31年1月10日に支給決定がなされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号について、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが

自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。